

長岡京市障がい者基本条例（仮称）の制定について

1. 趣旨

平成28年4月1日より「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が全面的に施行されました。この法律は、障害者基本法において基本原則とされている差別の禁止を具体化するものとして、「障がい者に対する不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮」が掲げられ、地方公共団体や事業者において取り組みを進めることが求められています。

本市では、法の施行に先駆けて、平成26年度より手話のできる職員の市民窓口への配置を増やしたり、「障がい者理由とする差別の解消の推進に関する長岡京市職員対応要領」を定め、これに基づいた対応を進めていくこととするなどの取り組みを進めてきましたが、行政による法への対応にとどまることなく、障がいのある人が地域で安心して暮らしていくための独自の基本理念や市民の責務を明確にすることにより、共生社会の実現を目指していくことが不可欠であると考え、本市における差別の現状把握や条例に盛り込むべき事項について、「長岡京市障がい者基本条例（仮称）検討会議」を設置し、各分野から広い意見を得ながら協働して「長岡京市障がい者基本条例（仮称）」の制定を進めていくこととしました。

2. 検討の進め方

障がいのある人が地域の中で暮らしていくためには、行政、学校、市民、事業者など市全体が一つの理念のもとにそれぞれの責務や役割を明確化し、共有していくことが必要です。

条例の検討にあたっては、本会議において各分野の視点から委員の皆様に協議いただき、それぞれの役割を確認するとともに、当事者団体や支援者団体、家族会、市民活動団体などへのヒアリングを通して、差別、合理的配慮に関わる事例や意見を伺うなどのプロセスを重ね、条例に反映していきます。

また、障がいの有無にかかわらず、市民全体の障がいに対する理解が深まることを目的に、市民ワークショップやシンポジウム等の開催により、合理的配慮への理解や条例の理念を共有できるような手法で検討を進めます。

同時に、条例施行を目的とするのではなく、施行後の運用や地域への理解浸透の状況を把握しながら、社会情勢に応じた条例の見直しを視野に入れた検討を行うこととします。

3. 想定する検討項目

- ◆差別事例、合理的配慮の中身（範囲）
- ◆障がい理解に向けた条例上の概念、捉え方
- ◆障がい特性に応じた情報・コミュニケーションの保障
- ◆相談及び紛争防止のための体制整備
（委員会等の設置、あつせん、勧告、公表等）
- ◆実施状況の公表、評価
- ◆財政上の措置